

四 事業主 福永福雄

イ 資本金 壹千円

ロ 業種 映画興行

ハ 従業員数 ナシ

ニ 僱労働者 男十一名 女五名

三 労働者側

イ 争議参加者 田力十一名 女五名

ロ 組合加盟者 男七名 女ナシ

ハ 應援組合 大日本映画人同盟都キネマ分會

四 發生年月日

昭和九年六月七日

五 争議發生原因

五月分給料(三六〇円)不拂ナルノミナラス再三ノ交渉ニモ誠意ナク加ヘテ本年一月以降電燈料(五四〇円餘)未納ノ為六

六 交渉經過

月七日ヨリ電氣供給ヲ停止セララルルニ至リ爾來經營者ハ館ヘノ出入ヲモ廻避シ従業員ヲ顧ミサルニ至レルニ因ル
前叙ノ次第ナリレテ以テ従業員ハ館主ニ對シ支拂期日ノ明示ヲ求メタルニ六月二日支拂ノ旨ノ回答ニヨリ之ヲ承認セルガ當日ニ至ルヤ五日迄延期方ヲ申出タルヲ以テ更ニ之ヲ承認シ專ラ平和的解決ヲ要望セルカ五日ニ及ビ三度延期方申出アリタル為従業員代表藤井靜波外十一名ハ谷本支配人ノ私宅ヲ訪向窮情ヲ訴ヘ給料支拂方歎願シタルニ末ル十五日迄延期方ヲ申出ヨリ若シ之ヲ承認セザレバ止リ得サルヲ以テ適宜後継者詮索ニ上新興行開始スルニ當方ニ於テハ異議ナシト放言スルニ至レルヲ以テ従業員後井靜波外十一名ハ協議ノ必要アリトシ引揚ガ一方管理人中野勘次郎其ノ他ニ對シ解決方針ニ付打合セテ續行スルト共ニ後継者ノ物色ニ努メ居レリ